

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB組合（以下「会社」という。）に勤務し、主に食品等の配達業務に従事していた。同人によれば、○年○月○日、トラック荷台前で商品の入ったオレコン4箱を両手で持ち上げたところ、左肩を負傷し、翌○日、C医療機関に受診し「左肩関節周囲炎」と診断され、同月○日、D医療機関に転医し「左肩インピンジメント症候群、頸椎椎間板障害」と診断された。請求人は、これらの傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付等を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分をした。請求人は、当該処分を不服として、審査請求を経て再審査請求をしたが、当審査会は、○年○月○日付けでこれを棄却した。そこで、請求人は、さらに当該処分を不服として、取消訴訟を提訴したが、○年○月○日付けで棄却され、確定している。
- 2 一方、請求人は、○年○月○日からE病院に受診し、○年○月○日に「脳脊髄液減少症（漏出症）」（以下「本件傷病」という。）と診断された。請求人によると、○年○月○日の業務中に転倒したことが原因であるという。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病について、○年○月○日に当審査会に提出した同日付け再審査請求代理人代表F作成の陳述書（以下「F陳述書」という。）により、○年○月○日の業務中に転倒したことが原因である旨主張しているため、以下検討する。

請求人は、上記第2の1記載の傷病についても、療養補償給付等を請求し、Gの「証明書」などにより、その傷病の原因は○年○月○日の業務中に転倒したことである旨主張したが、決定書に説示するとおり、審査官決定、当審査会裁決、○地方裁判所判決及び○高等裁判所判決のいずれにおいても、「転倒」については事実認定されていない。また、請求人が転倒したことを示す打撲等の外傷に関する治療も認められない。

また、請求人のF陳述書に基づく主張は、Gが○年○月○日付け陳述書で、要旨、「○年○月○日の○時直前に、ロッカー室で請求人から、鉄板につまずき転倒し、左肩の激痛でつらいと聞いた。」と述べていることなどによるところ、当該陳述は、Gが前記証明書で述べている事実と同旨であり、請求人が業務中に転倒したか否かについて、請求人から新たな事実は提示されていないものと認められる。

したがって、請求人が転倒した事実を認定するまでには至らず、本件の業務起因性について、請求人が転倒したことを前提に判断することは妥当とはいえ

ないものと認められる。

- (2) 次に、本件傷病について、H医師は、○年○月○日付け「請求人の病状に関する意見書」で、要旨、「請求人は、○年○月○日、転倒事故で受傷し、その後から、物が二重に見えるなどの症状が出現した。また、請求人は、視覚異常などの症状を生じ得る基礎疾患を有していないことから、本件受傷が原因で体調不良が生じた。」と意見を述べている。

しかしながら、H医師の意見は、請求人が転倒したことを前提に述べられており、上記(1)に説示したとおり、転倒を前提に本件傷病の原因を判断することは妥当とはいえないから、同意見は採用することができない。

- (3) 以上のとおり、請求人の業務と本件傷病との間に相当因果関係を認めるに足りる医学的かつ客観的な資料はないから、業務起因性を認めることはできず、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

なお、請求人はE医療機関で本件傷病に関し療養しているが、仮に転倒が認められたとしても、請求人が受けた硬膜外自家血注入療法に関する労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準は、「起立性頭痛を有する患者に係るもの」とされているところ、H医師は、請求人の起立性頭痛について、「明らかでない。」と述べていることから、請求人は起立性頭痛を有する患者とはいえず、本件傷病に係る療養の費用の支給は認められないものと判断する。

また、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。